令和８年（フ）第３１６号
徳島県徳島市春日二丁目１番15―102号　ナトゥラヴィータ参番館
債務者　山川美有希
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
佐賀県鳥栖市大正町749番地１　メゾンドクメ202
債務者　中西　綾音
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
福島県田村郡小野町大字小野赤沼字入木前25番地　アーバンハイツ３号棟205号室
債務者　室井　　諒
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２１号
兵庫県南あわじ市阿万吹上町76番地４
債務者　阿部　悟朗
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２９４号
佐賀県神埼市神埼町竹358番地１
債務者　高島　　司
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７９号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16912番地９
債務者　福田由紀子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８４号
佐賀県唐津市呼子町呼子3432番地25
債務者　矢川　路代
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦66番地１
債務者　立場川めぐみ
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

令和８年（フ）第７２７号
京都府宇治市小倉町西山82番地　ＤＡコート３－６号室
債務者　磯﨑　博明
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７３号
京都市中京区大宮通三条下る三条大宮町267番地　フレグランス大宮　206号
債務者　松尾　謙一
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９８号
京都市東山区新門前通大和大路東入三丁目梅本町258番地１　サムティ京都祇園202
債務者　大泉　太了
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２５号
京都市下京区西七条御前田町６番地　ハイツ西大路301号
債務者　飯村佐智子
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１３０号
京都市下京区堀川通仏光寺下る吉水町342番地　アバンエスパス四条　601
債務者　京都カメラトレーディングこと　杉野由恵
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４３号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地２　椥辻西市営住宅４棟206号、前住所京都市中京区三条通大宮東入御供町284番地
債務者　藤岡　　翔
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１９８号
京都府木津川市市坂小谷口15番地１　グラース・プロムナード203号
債務者　吉田　昂平
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９３号
京都市下京区西七条御領町48番地　ワールドアイ京都梅小路　207
債務者　花田美由紀
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係